

福利・にぎわい施設への施設の配置と考え方

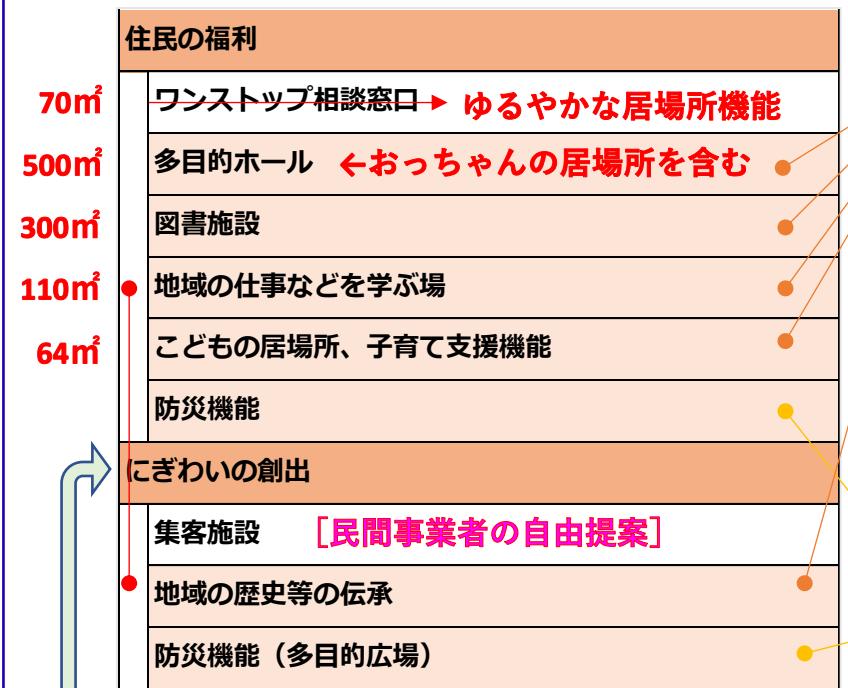
「活用ビジョン 参考資料.あいりん総合センター跡地等の利用における地域の議論・意見」より

あいりん総合センター跡地の活用方針に基づき、これまでの議論の中で挙げられた機能について、

- 周辺施設等での実施しているものは、既存施設で実施
- 新たな要素は福利・にぎわい施設で実施とすると、表のように整理される。

《福利・にぎわい施設の機能配置》

赤字：今回追記



にぎわいの創出について

あいりん総合センター跡地北側に建設する新施設を「拠点」とした「にぎわいの創出」についての具体的な方向性として「雇用につなげるしくみ」とすることについて提案。

4つの福利機能

会議室（ホール兼用）

- 第1回多目的ホールワークショップ（第3回会議）
- 第2回多目的ホールワークショップ（第4回会議）

図書施設・図書スペース

- 第1回図書施設ワークショップ（第4回会議）
- 第2回図書施設ワークショップ（第5回会議）

実演の場など

- 第1回実演の場などに関するワークショップ（第5回会議）
- 書面等でご意見集約
- 第3回実演の場などに関するワークショップ（第6回会議）
- 子育て支援
 - 第1回こども・子育てに関するワークショップ（第6回会議）
 - 第2回こども・子育てに関するワークショップ（第7回会議）

多目的広場

- 第1回防災機能・多目的広場に関するワークショップ（第9回会議）
- 第2回多目的広場に関するワークショップ（第10回会議）

にぎわいの創出

- 西成区で検討している「にぎわいの創出」機能（案）を共有（第12回会議）

第11回会議にてお示しした4つの福利機能の配置イメージ

「住民の福利」の4つの機能配置イメージ案

注意：規模感と利用状況をイメージするための図面です。会議資料用のイメージ図です。



第11回会議にてお示しした多目的広場の活用イメージ

多目的広場ワークショップでのご意見を踏まえた活用イメージ案



第12回会議にてお示しした「にぎわいの創出」機能の案

「にぎわいの創出」機能（案）について



「住民の福利」の4つの機能配置イメージ案

資料 4

注意：規模感と利用状況をイメージするための図面です。
会議資料用のイメージ図です。



大阪市地域防災計画 ・・・災害対策基本法に基づき、大阪市防災会議(会長:市長)が作成

基本理念

- 災害の未然防止、災害が発生した場合の被害の拡大防止と最小化、並びに迅速な回復を図る
↓
- 自助、共助、公助の考え方に基づき、多様な主体がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携・協力
 - ※ 自助:自分(家族)の命を自分(家族)で守ること
 - ※ 共助:地域の皆さんで互いに助け合うこと
 - ※ 公助:国や市の行政機関が対策を行うこと

関連する計画

- 大阪府地域防災計画 ・・・大阪市地域防災計画に定めのない事項は大阪府地域防災計画に準ずる
- 西成区地域防災計画 ・・・市民、事業者、行政の責務、役割を明確にし、区の防災力向上に努める
- 地区防災計画 ・・・市民等が作成(萩之茶屋・今宮など16地域 ※区全域を網羅)
 - ※ 大阪市防災会議は地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、大阪市地域防災計画に位置づける
 - ※ 区長は区の特性や想定される災害等に応じ、西成区地域防災計画に位置づける

大阪市防災・減災条例

- 本市がすべきこと、市民・事業者の方々にしていただきたいことを責務として明文化
- 今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対し、被害を最小限にとどめるためには行政による「公助」だけでなく、市民、事業者、地域関係者による「自助」「共助」による取組みも

西成区には次のような避難場所と避難所があります。

避難場所	広域避難場所 (西成公園) (天王寺公園、阿倍野再開発地区 住之江公園一帯、浪速公園一帯)	同時多発火災が発生し、人命に著しい被害を及ぼすと予測される場合の、大規模な避難に適する大きな公園 注) 西成公園は木津川沿いに位置し、津波の浸水被害が想定されるため津波発生時の避難は危険
	一時避難場所 (公園、学校の校庭等 87 か所)	最初に避難する場所。一時的に避難できる近所の広場、公園や学校の校庭など
	津波避難ビル (学校、市営住宅、民間ビル等 75 か所)	津波などの水害から一時的または緊急に避難退避する施設
	災害時避難所 (小中学校等 24 か所)	災害で家が倒壊・焼失した場合に避難する場所 宿泊・給食等の生活機能を提供し、一定期間、避難生活ができる施設
	福祉避難所 (福祉施設 12 か所)	災害時において、高齢者や障がい者など、避難所生活において特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所

避難場所・避難所一覧(萩之茶屋地域、今宮地域)

一時避難場所 …大阪市地域防災計画における基準 $1.0\text{m}^2/\text{人}$ ※区内に87箇所

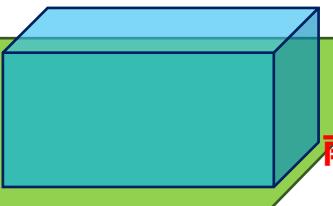
名称	所在地	避難可能人数(人)
いまみや小中一貫校(運動場)	花園北1-8-32	10,000
もと今宮小学校(運動場)	天下茶屋1-17-14	1,500
今宮工科高等学校(運動場)	出城1-1-6	7,500
萩之茶屋南公園	萩之茶屋3丁目	1,897
萩之茶屋中公園	萩之茶屋2丁目	1,103
萩之茶屋北公園	萩之茶屋1丁目	574
長橋1公園	長橋1丁目	854
花園公園	花園北1 丁目	2,384

災害時避難所 …大阪市地域防災計画における基準 $1.6\text{m}^2/\text{人}$ ※区内に24箇所

避難所名	所在地	受入可能人数(人)
いまみや小中一貫校	花園北1-8-32	2,411
もと今宮小学校	天下茶屋1-17-14	1,186
今宮工科高等学校	出城1-1-6	1,457

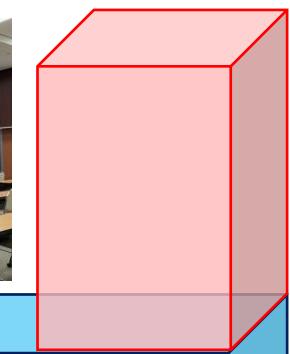
例：JA直売所

※JAえひめ中央ホームページから引用

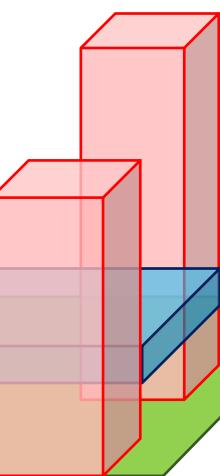


例：コープシティ花園

※コープシティ花園GARESSOホームページから引用



例：万代シティバスセンター



北

ピロティ構造

南

あいりん総合センター跡地等に求める機能 ※あいりん地域まちづくり会議資料(令和2年10月より)

地域の議論・意見

- 新たな労働施設も含めて、可能な限りこの場所で担保できる機能等を検討していく
- 一時避難場所、避難所機能など
- 防災機能については、「避難する場所」だけでなく「助けるシステム・チーム」(地域資源を活用)をつくること
- 拠点を作るだけでなく、支援をはじめ「使いこなす」仕組みづくりが重要
- 防災に関する各地の事例を学んで活かすこと(議論を深める場が必要)



大規模地震発災直後から行政等による広域的な支援が開始されるまでの間を想定した帰宅困難者対策

滞在者等の安全確保を図る施設の例

【屋外】大規模地震等発生時に一時的に待機する場所

例) 敷地から建物をセットバックしたビル背面後退部分等

【屋内】大規模地震等発生時には、一斉帰宅による混雑などを抑制する必要があることから、発災から24時間を目途に、行き場のない帰宅困難来訪者を受け入れる屋内施設

例) ビル1階部分等の活用

帰宅困難者対策の柱

一斉帰宅の抑制・・・基本原則は「むやみに移動を開始しない！」

- 大阪市には、事業所や集客施設等が集中し、100万人超の昼間流入人口を擁す ※加えて観光客等
↓
- 大災害により交通機能等が停止した場合、駅周辺に人が集中して大きな混乱が発生 ※車道上へ人も
↓
- 一斉帰宅が開始された場合、混雑による集団転倒や沿道建物からの落下物等により、負傷者のおそれ
↓
- 事業者が相互に連携し、一斉帰宅の抑制と駅周辺における混乱防止に努め、滞在者等の安全確保を図る

※帰宅困難来訪者の定義・・・自宅までの距離

(1) 10km以内=全員帰宅可能、(2) 10~20km=1km毎に困難率10%ずつ上昇、(3) 20km以上=全員帰宅困難

(参考)

大阪市では、災害時に鉄道等の交通機関が運行停止した場合に一斉帰宅抑制を徹底するとともに、主要な駅周辺等において、屋外に滞留する帰宅困難者の一時滞在施設の確保を進めており、災害時に行き場のない帰宅困難者の受け入れ先として「災害時における帰宅困難者の受け入れ等に関する協定」を事業者と締結しています。又、大阪市は、大阪府とともに災害時に外国人を含めた旅行者が、安全に滞在できる場所の提供や必要な支援の実施を目指すために、「災害時における旅行者の受け入れ等に関する協定書」を宿泊施設と締結しています。引き続き、大阪府と連携しながら、他の事業者に対しても連携、協力の働きかけを行うことで、旅行者を含む帰宅困難者が安全に滞在できる場所の提供や必要な支援が受けられるように、一時滞在施設の確保を引き続き進めます。